

□ 今月のことば □



弁理士として……

副会長 五十嵐 和壽



日本弁理士会の会員数は、5月6日現在5,244人（特許業務法人22人含む）であり、5年前に比べて実に1,000人強の増加である。この急激な会員数の増加も影響しているのか、会員の弁理士業務に対する苦情が急増している。本会では、これら苦情相談を受け付け処理する「弁理士業務に関する苦情等相談窓口」を昨年度から設置し、担当弁理士に対応してもらっている。相談窓口の段階で相談者が納得すればよいが、そうでない場合は次段階として紛議調停委員会に回付するか、綱紀委員会に調査依頼することになり、事案によっては、本会会長による処分、あるいは経済産業大臣による懲戒処分へ進むことになる。

弁理士の業務は、平成13年1月6日から施行された新弁理士法により、特許出願の代理等の本来業務のほかに、仲裁事件の代理等の紛争処理業務、契約代理等の取引関連業務まで拡大された。この業務の拡大に伴い、従来会則や倫理規定で定められていた弁理士の職責が「弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」（法3条）と法上明記され、重い責任も課せられることになった。

弁理士の職責を法定した趣旨について、条解弁理士法には、「弁理士制度は、…専門的知見を有する者に対し、業務独占権を付与するものである。これらは、国の公の事務の処理に関係した高い公益性を有するものであり、その職務の遂行に当たっては、高い人格、品性を保持し、常に業務に関する専門的知見の陶冶を行うとともに、公正、誠実な立場で業務を行い、国民の信頼に応えることが必要とされる。」（48頁）と解説されている。

そして弁理士の義務として、信用失墜行為の禁止（法29条）、秘密を守る義務（法30条）、利益相反行為の禁止（法31条）等が規定されている。また前記法の趣旨を受け、自治規範としての会則にも品位保持義務（会則41条）等が規定されているとともに、精神的規範としての弁理士倫理にも違反者への便宜供与の禁止（倫理8条2項）や利害関係のある場合の受任の禁止（倫理3条）等が規定されている。

我々弁理士は、業務を行うに当たり、常に前記のような法規及び弁理士倫理の規定を遵守し、職業代理人として高い倫理意識をもって行動しなければならない。そのために、本会は新弁理士法の施行後に会員に周知徹底を図るべく倫理研修を開始し、既に1回目は終了し、以降も5年毎に継続して行うようになっている。

ところで、「会員処分事例集」が最近発行された。これは昨年度の綱紀委員会が作成したもので、過去の取扱い事例で行われた会員処分の内容を簡潔にまとめてあり、一読すればその概要が理解できるようになっている。事例集には、昭和25年度から平成14年度の間に審査委員会で審査された事件のうち、19件の事件が選定されて掲載されている。この事例集に記載されているように、ほとんどは会員が弁理士業務を行っている中でうっかりミスなどが原因して起きているのではないかと思われる。しかし、これは言い訳にはならず、弁理士としての職業倫理から当然弁（わきま）えていなければならないことである。このような不祥事をなくすには、会員一人ひとりが弁理士としての注意を払うことは勿論のこと、職業上求められるモラルを基本において行動することが必要

であると考える。

事例集で挙げられている適用法規及びこれまでの苦情相談で、比較的多い事柄等から我々弁理士が陥り易い、特に注意しなければならない重要なものとして、次のようなものがある。

■不着手，不処理，不報告，不清算

手数料・報酬を受領しながら仕事をしないものから、依頼者との料金についての合意が充分なされないまま仕事をし、後日その報酬等に対してトラブルとなるものなどがある。これらのケースが過去の例からも一番多い。新弁理士法で料金表がなくなったこともあり、初めての依頼者には報酬等についての充分な説明と合意が必要であろう。これらについては法3条、法29条、会則41条等の違反となる。

■利益相反

最近の傾向としてこの種の事件が多くなりつつある。利益相反に該当するか否かの問い合わせも多い。特に陥り易いのが法31条1～3号であり、要注意である。例えば1,2号は「ある特許について異議申立に関し相談を受けて対処方針等に関し助言を与えた後、相手方である特許権者の代理人として事件に参加する」ようなケースであり、3号は「同一特許出願に関し、出願代理人として職務を遂行した後、異議申立人の代理人として、これを否定攻撃する行為をする（いわゆる双方代理）」ようなケースである。多数の従業員のいる大事務所であって自ら扱っていない事件であっても知らなかったではすまされない。会員には従業員に対する指導・監督の義務がある（会則46条）。法31条違反とともに、弁理士倫理3条違反となる。

■守秘義務違反

依頼者等の秘密を漏洩することである。弁理士自身の場合のほか、事務所の従業員が秘密を漏洩した場合にも、従業員のほかに監督する弁理士自身も処分の対象となる。したがって、従業員に対して秘密を守る義務を遵守させる必要がある。法30条等の違反となる。

■非弁援助

非弁提携ともいい、法75条に規定する非弁行為に会員が加担するケースである。このような加担行為は、被害を一層拡大させるので、やってはならない行為である。法29条、会則41条、弁理士倫理8条2・3項、弁理士倫理3条等の違反となる。

前記の事例集は、年度当初に全会員の手元に送られている。今一度、過去の事例を精読していただきたい。また本会が毎年全会員に配布している「弁理士関係法規集」や、倫理研修で使用した「弁理士倫理ガイドライン」及び「倫理研修参考資料」も参考となろう。

我々弁理士に対しては、知的財産の創造、保護及び活用といった知的創造サイクルに対して一貫関与でき、その推進の核ともいえる知的財産専門家としての期待が寄せられている。今年度後半には、本格的な知的財産訴訟代理人の元となる特定侵害訴訟代理権を有する弁理士も誕生する。このように、知的財産基本法の施行の下、国家戦略としての知的財産立国の実現に向けて、知的財産専門家としての弁理士に対する社会から求められる期待、責任は、今後益々高くなるものと考えられる。

このような期待、責任に応えていくためには、会員一人ひとりが自ら襟を正して弁理士業務に精励することが必要である。知的財産に関する職業代理人たる弁理士としての一層の自覚と、高い倫理感の保持が望まれる。